

手続名

特別障害給付金関係手続

手続説明

・概要
国民年金の任意加入期間に加入しなかったことにより、障害基礎年金などを受給していない障害者の方に、国民年金制度の発達過程において生じた特別な事情にかんがみ、福祉的措置として平成17年4月に創設した制度です。

・対象となる方
①平成3年3月以前に国民年金の任意加入対象者であった学生。（※1）
②昭和61年3月以前に国民年金の任意加入対象者であった被用者（厚生年金、共済組合等の加入者）の配偶者。（※2）
上記、①または②に該当する方で、当時、国民年金に任意加入していなかった期間内に初診日があり、現在、障害基礎年金の1.2級の障害の状態にある方です。ただし、65歳の達する日の前日までに障害の状態に該当された方に限ります。請求についても65歳に達する日の前日までに行う必要があります。なお、障害基礎年金や障害厚生（共済）年金などを受給することができる方は対象となりません。

- ※1、次の①または②の昼間部に在学していた学生（定時制・夜間部・通信制を除く。）
①大学（大学院）・短大・高等学校及び高等専門学校
②昭和61年4月から平成3年3月までは、上記の①に加え、専修学校及び一部の各種学校
※2、次の方等をいいます。
③被用者年金制度（厚生年金、共済組合等）の加入者の配偶者
④老齢（退職）年金受給者（通算老齢（退職）年金を除く）の配偶者
⑤障害年金受給者の配偶者

必要書類

- 1、マイナンバー確認書類と本人確認書類
⇒以下URLから「マイナンバー確認書類と本人確認書類について」をご覧ください。
https://www.city.fujimi.saitama.jp/kurashi_tetsuzuki/mynumber/mynumber_seido/mainanba201410.html
2、特別障害給付金請求書（*）
3、年金手帳または基礎年金番号通知書
4、障害の原因となった傷病にかかる診断書（*）
5、病歴・就労状況等申立書（*）
6、受診状況等証明書（診断書が初診時に治療を受けた病院と異なる場合に必要となります。）（*）
7、特別障害給付金所得状況届（*）
8、生年月日についての市区町村長の証明書（住民票等）または戸籍の抄本（特別障害給付金請求書に個人番号（マイナンバー）を記載された場合は、省略することができます。
9、公的年金制度等から年金等を受給している場合、その受給額を明らかにする書類（年金額改定通知書等）
⇒*の印の付いた書類は、所定の様式となります。市区役所・町村役場、年金事務所に備え付けています。
○初診日において国民年金任意加入対象の学生であった方が、上記1～9に加えて必要となる書類
(1) 在学（籍）証明書
(2) 在学内容の確認にかかる委任状（在学（籍）証明書では在学期間や在学の状況等が確認できない場合、事務センター・年金事務所が請求者に代わって学校に照会を行うために必要な書類となります。）（*）
○初診日において配偶者が被用者年金制度等に加入していた等により国民年金任意加入対象であった方が、上記1～9に加えて必要となる書類
(1) 戸籍の謄本又は抄本
(2) その他、初診日において配偶者の公的年金等の加入・受給の状況を明らかにすることができる書類は必要となる場合があります。
★ご本人（請求者）の状況を確認したうえで、必要書類等のご案内をしております。保険年金課の窓口にて確認のうえ申請を行ってください。

手続詳細URL

https://www.nenkin.go.jp/service/jukyuu/sonota-kyufu/tokubetsu-kyufu/tokubetsu-kyufu.html

出張所での取扱い

なし

木曜延長・休日開庁の取扱い

なし